

2022年5月12日

各位

会 社 名 阿 波 製 紙 株 式 会 社 代表者名 代表 取締役 社長 三木 康弘 (コード番号:3896 東証スタンダード) 問合せ先 取締役上席執行役員 岡澤 智 (TEL. 088-631-8101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 6 月 24 日開催予定の当社 第 108 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則 は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 現行附則は効力が発生しており、削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	第3章 株主総会
第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類 に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務 省令に定めるところに従いインターネットを利用す る方法で開示することにより、株主に対して提供し たものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
附則 第1条 (商号) の変更は、平成 29 年 10 月 1 日から 実施する。	附則 (削 除)
(新 設)	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変 更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、令 和4年9月1日から効力を生ずるものとする。
	2 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
	3 本附則は、令和4年9月1日から6か月を経過 した日または前項の株主総会の日から3か月を経 過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月24日(金) 定款変更の効力発生予定日

2022年6月24日(金)